

## かのやデジタル地域振興券事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー及び食料品等の物価高騰の影響を受けた市民や市内事業者を下支えするとともに、消費喚起による市内経済の活性化及び市内におけるキャッシュレス決済の普及による地域経済のDX化を図るため、かのやデジタル地域振興券事業について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) かのやデジタル地域振興券 前条の趣旨に従い、株式会社鹿児島銀行が提供するキャッシュレスアプリ「Payどん」により、市が発行するスマートフォン読み取り型商品券をいう。
- (2) 特定取引 かのやデジタル地域振興券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (3) 特定事業者 市内で特定取引を行い、かのやデジタル地域振興券の換金を受けられることができる事業者として登録された者をいう。

### (かのやデジタル地域振興券の発行等)

第3条 市は、この要綱で定めるところにより、かのやデジタル地域振興券を発行するものとする。

- 2 かのやデジタル地域振興券は、1,200円分を1単位とし、販売単価は1単位当たり1,000円とする。
- 3 かのやデジタル地域振興券の購入単位の上限は、市長が別に定める。

### (かのやデジタル地域振興券の使用範囲等)

第4条 かのやデジタル地域振興券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 かのやデジタル地域振興券の使用期間は、令和6年8月1日から令和6年10月31日までとする。
- 3 かのやデジタル地域振興券は、転売、譲渡及び交換を行うことができない。
- 4 かのやデジタル地域振興券は、購入した本人に限り使用することができる。

5 かのやデジタル地域振興券は、次に掲げる物品の購入又は役務の提供を受けるために使用することはできない。

(1) 不動産又は金融商品

(2) たばこ

(3) 商品券又はプリペイドカード等換金性の高いもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業のうち、同条第4項を除く役務

(5) 国税、地方税、使用料等の公租公課

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと思つたもの

（かのやデジタル地域振興券の購入申込）

第5条 かのやデジタル地域振興券の購入を希望する者は、市長が別に定める方法により申込みを行うものとする。

（特定事業者の登録等）

第6条 市は、別に定める募集要項により特定事業者を募集し、応募した事業者を審査の上、適当であると認めるときは、特定事業者として登録するものとする。

（特定事業者の責務）

第7条 特定事業者は、特定取引においてかのやデジタル地域振興券での決済を拒んではならないこと、市と適切な連携体制を構築することその他前条の募集要項で定める事項を遵守しなければならない。

2 市は、特定事業者が前条の募集要項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。この場合において、市は、登録の取消しによって生じた損害について、賠償の責めを負わないものとする。

（かのやデジタル地域振興券の換金手続）

第8条 換金の方法は、株式会社鹿児島銀行が特定事業者の指定する預金口座への振り込む方法によるものとする。

2 市は、かのやデジタル地域振興券の使用期間終了後、特定取引において使用されたかのやデジタル地域振興券の総額から販売単価に販売総数を乗じた額を控除した額を、株式会社鹿児島銀行に対して支払うものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、かのやデジタル地域振興券発行事業に関し

必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。